

教育大綱の策定について

平成 27 年 4 月 23 日

香川県

1 教育大綱とは

- 大綱とは、県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策であり、教育の目標や施策の根本的な方針です。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)(以下「法」という。)第1条の3第1項)
- 教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌し、定めます。(法第1条の3第1項)
- 大綱は、総合教育会議における協議、調整を経て、知事が策定します。(法第1条の3第2項)

2 総合教育会議の位置づけ

- 平成26年6月20日に法が公布、平成27年4月1日から施行され、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することになりました。(法第1条の4第1項)
- 会議の構成員は地方公共団体の長及び教育委員会です。(法第1条の4第2項)
- 総合教育会議の協議・調整事項は以下のとおりです。(法第1条の4第1項)
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

3 大綱の内容

○教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考にして、香川県の実情に応じて定めるものです。

○平成27年度に見直しが予定されている「香川県総合計画」及び「香川県教育基本計画」に基づいて、「香川県教育基本計画」の基本的な方針に「香川県総合計画」に記載された教育に関連する事項を加えた内容とします。

4 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大綱	○総合教育会議					○総合教育会議 骨子案協議		○総合教育会議 素案協議			最終案調整	決定
総合計画		○策定協議会	骨子案とりまとめ		○策定協議会	反映 素案とりまとめ パブコメ	○策定協議会	最終案とりまとめ 結果公表	○県議会 議決		整合	
教育基本計画				○地域教育行政懇談会 ○教育施策推進協議会		○骨子案とりまとめ ○教育施策推進協議会		○素案とりまとめ ○教育施策推進協議会	パブコメ	○教育施策推進協議会	最終案とりまとめ	○県議会 議決